

○那珂川町まちづくり審議会条例

平成18年3月17日

条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、地域の均衡ある発展及び住民の連携の強化を図り、住民協働のまちづくりを推進するため、那珂川町まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、まちづくりの計画の策定及び推進に関する事項について、町長の諮問に応じて審議し、又は意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地域を代表する者
- (2) 町民活動団体を代表する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げないものとする。

4 委員がその要件を欠くに至ったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員
委嘱後の最初の会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する
ところによる。

（意見の聴取等）

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対して会議への
出席を求めて意見及び説明を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

（補則）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会
に諮り定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による最初の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成2
0年3月31日までとする。

附 則（令和6年6月6日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。